Ⅵ　免許申請等について

１．保健師・助産師・看護師免許申請について

免許の申請は、学生が個々に行って下さい。

国家試験合格者（合格通知は受験者本人宛通知）は、大学から配布される「免許申請に必要な書類」と「申請に係る留意事項」を参照のうえ、それぞれ指定された免許申請受付機関に提出して下さい。

※免許申請手続に関する情報

手続名	保健師、助産師、看護師の免許申請手続
手続概要	保健師国家試験及び看護師国家試験、助産師国家試験および看護師国家試験、看護師国家試験に合格した者が保健師、助産師、看護師の免許を取得する際に申請する手続です。
手続根拠	保健師助産師看護師法第７条、保健師助産師看護師法施行令第１条第１項、保健師助産師看護師法施行規則第１条の３
手続対象者	保健師国家試験及び看護師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験、看護師国家試験に合格した者
提出時期	随時
手数料	登録免許税（収入印紙）が必要です。
相談窓口	保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係
提出方法	申請書類等は、住所地を管轄する福祉保健所（一部の県では県庁）へ持参して下さい
申請書様式	保健師・助産師・看護師の各免許申請書、診断書、登録済証明書用葉書
添付書類	①診断書（所定の用紙を使用して下さい） ②戸籍抄（謄）本（日本戸籍を有していない者については、外国人登録原票記載事項証明書） ③登録済証明書用葉書（登録済証明書を希望する者のみ） ＊なお、①については、発行日から１ヶ月以内のもの、②については、発行日から６ヶ月以内のもの
提出先	住所地を管轄する保健所（一部の県では県庁）
受付時間	提出先の業務時間内

備考	【申請書様式について】 申請用紙については、各大学、養成所に配布（例年 12 月頃）されるものを利用して下さい。 【免許制度の改正について】 免許制度の改正により、平成 19 年４月１日から、新たに保健師または助産師になるためには、保健師または助産師の国家試験に合格するとともに、看護師の国家試験にも合格しなければならないことになりました。 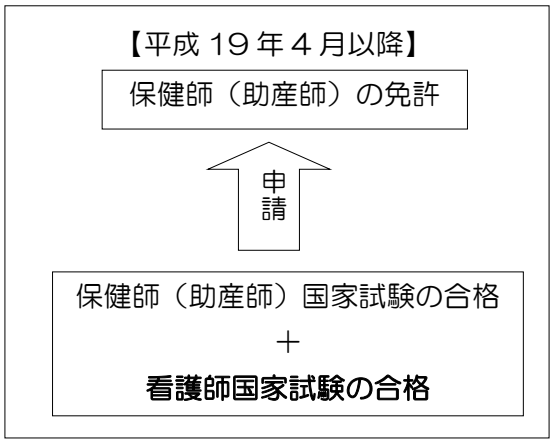

※ 詳しくは、住居地の保健所に問い合わせて下さい。